

陳情番号	陳情第46号	受理日	平成26年3月3日
件名	改良住宅からの入退去について、強制的手段をとることなく、個々人の事情に応じて話し合いによる解決を求める陳情		
陳情者	住所 西宮市西福町 氏名(団体名) 芦原地区自治会連合 会長 東口博 ほか876名		

陳情趣旨

一、はじめに

最高裁判所平成25年(才)第1982号事件の上告人であった者(以下「陳情人ら」と言う。)すべては今、現に改良住宅に住み、ここから追い出されると行くところがありません。

陳情人らは最高裁判所の決定を重く受け止めています。しかし1997(平成9)年から長きにわたった家賃の値上げに端を発する17年間にわたる係争で、陳情人らも高齢化し、住んでいる住宅からの退去を求められると、本当に路頭に迷ってしまう恐れが強いのが現実です。

特に以下2点の理由から、標記のような陳情に及んだ次第ですので、ぜひ認めていただくことを求めます。

二、和解については、希望する者との和解に応じること。

陳情の理由のひとつめは和解についてです。

従来西宮市は、他の自治体と同じように判決確定後は訴訟上の和解はしないという処理をしてきました(なお、現在でも福岡市など、判決確定後でも積極的に和解に応じている自治体もある。)

よって住む家を確保するという観点から、昨年大阪高裁判決後、西宮市が委任している弁護士事務所に和解を打診したところ、「実は要綱が変わっていて、『口頭弁論終結時までの間に滞納家賃等を全額納付した場合に和解する』こととしているらしく、お金を払うと言っているのだから柔軟に対応してはどうかと言っても『無理』らしい」という主旨の返答でした。

ここには、大きな問題があります。実は裁判で、西宮市自身が訴訟上の和解について「判決後の和解についてはこれを行わない」と主張し、証拠も提出していました（2012（平成24）年6月28日付準備書面2ページ）。よって、陳情人らも、陳情人らの弁護人も、西宮市の弁護人も、裁判所も、判決が確定していなければ和解を妨げるものではないと理解してきたのです。

仮に西宮市によって、間違いが訂正されていれば、和解を希望する者は大阪高裁の弁論終結までに和解を申し出て、住居が奪われることは避けられていました。西宮市の間違った説明によって、和解の機会すら奪われるという重大な損害を受ける結果になってしまったのです。

よって、西宮市の現在の要綱如何にかかわらず、裁判という場で西宮市が間違った説明をしていたことをもって和解の機会すら奪われたという経過に鑑み、和解を希望する陳情人らとは柔軟に和解に応じていただきたいと思えます。

三、画一的な強制執行ではなく、個々人の実情に応じて柔軟に解決すること。

今回の陳情の理由のふたつめは、陳情人らの生活の実情そのものにあります。長い係争で、寝たきりになり自分では食事をとれない人、名義人はガンで手術を受け働けなくなり、妻が10万円に満たない収入で家計・通院費を支えている人、長引く不況で仕事が激減し、貯金を切り崩すことでなんとか生活を維持している人、月の年金は3万円強という今年92才になる一人暮らしの人、ケガや発病によって退職を余儀なくされ、貯金を切り崩すことでなんとか生活している人、姉が脳梗塞で半身不随になり、自分たちの住む団地に呼び寄せ、ようやく手厚い介護ができるようになった矢先の人、子どもが高校生になっても収入が20万円に満たない母子家庭、定年退職し、貯金を切り崩す生活をしている人、夫婦とも2級の障害者手帳を持っている世帯、障がいを持つ叔父を扶養しながら母も別の住宅からの退去を求められている人、生活保護費と年金あわせて月8万円の収入で生活している人、これらが陳情人らの実態です。

1998（平成10）年に家賃の供託がはじまった時、供託者は100名を超えました。部落差別撤廃のための住環境整備の一環として、もと住んでいた

家を明け渡すなどの協力をして建設された経過を持つ改良住宅家賃の、一方的な値上げだったため、100名を超える住民が値上げ反対の供託をしたのだと思います。

その後、西宮市が「滞納金を三年以内で全額支払え」と言ってきたときなど、苦しいながらも金銭で解決できる人は、それぞれの事情に応じて解決をしてきました。つまり残った陳情人らは、強制執行などされると生活の展望すら見いだせず、命にかかわる住民がほとんどと言っても決して過言ではありません。

画一的に強制執行の申立に及ぶのではなく、個々人の実情に応じて柔軟に話し合いによって解決していただきたい、というのが理由のふたつめです。その場合、陳情人らも問題の解決に向けて精一杯の努力をさせていただきます。

以上の2つの理由から、以下の事項について要望します。

陳情事項

- 1, 陳情人らとの和解については、西宮市自身が裁判で間違った説明をしていた経過を踏まえ、希望する者との和解に応じること。
- 2, 陳情人らの改良住宅からの入退去については、強制的手段を執ることなく、個々人の実情に応じて話し合いによる解決を行うこと。

添付書面

- ① 陳情者一覧
- ② 陳情に賛同する署名
- ③ 2012年6月28日付準備書面（抄本）
- ④ 同日付証拠説明書（写し）
- ⑤ 上申書（参考）